

【前期 第八問】

空手三段の腕前を有する被告人 X(英国人・来日 8 年目)は、夜間、帰宅途中に街灯の少ない路上において、酩酊して大声を出しながら暴れている A 女とこれをなだめていた B とが揉み合うところに遭遇し、そのうち同女が倉庫の鉄製シャッターにぶつかって尻もちをついて叫んでいるのを目撃した。X は B が A 女に暴行を加えているものと誤解し、同女を助けるべく両者の間に割って入った上、同女を助け起こそうとした際、同女から「ヘルプミー、ヘルプミー」と言われた。そのため、次いで B の方を振り向き、攻撃をやめるようにとの意味で両手を差し出して同人の方に近づいたところ、同人がこれを見て驚き、X の手を払いのけた。B は危害を加えるつもりは全くなかったが、防御するため手を腕の前あたりにあげ、ボクシングのファイティングポーズのような姿勢をとって X に対し威嚇しようとした。しかし、これを見て X は B が自分に殴りかかってくるものと誤信した。そのため、X は自己および同女の身体を防衛しようと、とっさに B の顔面付近に当てるべく空手技である回し蹴りをして、左足を同人の右顔面付近に当て、同人を路上に転倒させて頭蓋骨骨折等の傷害を負わせた。この時 X は、女性に暴力をふるうような奴から女性を守るために、相手に多少の怪我をさせてしまうのはやむを得ないと思っていた。B は 8 日後に同傷害による脳硬膜外出血および脳挫滅により死亡した。

X の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁昭和 62 年 3 月 26 日第一小法廷決定